

市報 大分大

10.12.1

No.1258

(荷揚町)

- | | | |
|--------------------|----------------------|-----|
| 特集 | ◆あなたを支援します …………… | 2～3 |
| | ◆住みよい環境はみんなの願い …… | 4～5 |
| | ◆「大分市緑の基本計画」の策定にむけて… | 6～7 |
| ヒートアイランド現象調査を行いました | | |

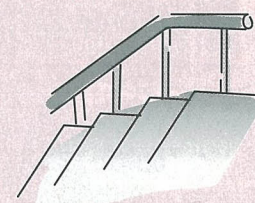
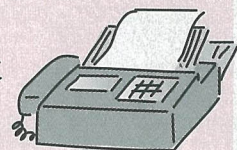
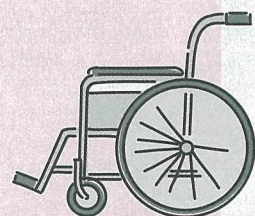
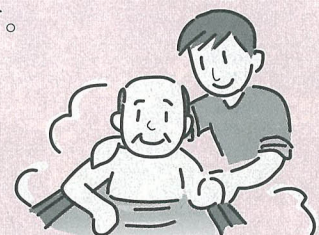
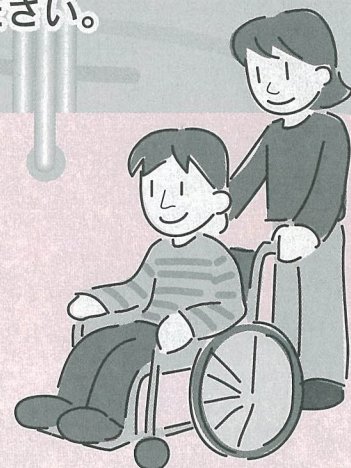
12月9日は
障害者の日

あなたを支援します

～一人で悩まずお気軽にご相談ください～

市では日常生活、住宅、交通、医療などについて、いろいろな支援策を用意していますので、ご利用ください。

また、相談業務も行っていますので、お気軽にご相談ください。



交通

◎タクシー利用券の交付

肢体不自由者（1級・2級。ただし、上肢のみは除く）、視覚障害者（1級・2級）、内部障害者（1級）、知的障害者（A1・A2）に、タクシー利用券またはリフト付きタクシー利用券を交付します。

◎自動車運転免許取得助成など

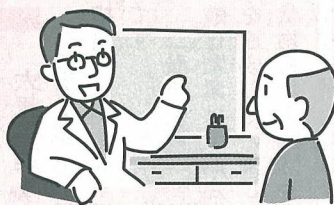
身体障害者が自動車運転免許を取得する場合や、身体障害者が自ら所有し運転する自動車の操向装置を改造する場合、その費用の一部を助成します。



医療

◎更生医療

18歳以上の身体障害者が日常生活能力を回復するために手術などが必要な場合、更生医療の給付をします。



◎医療費の助成

身体障害者（1級～3級）、知的障害者（A1～B1）が、各医療機関の窓口で支払った医療費の自己負担分（保険診療分）や入院時食事療養費を助成します。



施設

入所により更生に必要な訓練などを受ける施設や、通所により訓練や作業を行う施設があります。

また、働く場、活動の場としての福祉工場や小規模作業所のほか、生活支援施設としてのグループホームや福祉ホーム、通勤寮などもあります。



相談

心身に障害のある人や、その家族からのいろいろな相談に応じています。相談は無料で、秘密は厳守します。お気軽にご相談ください。

【相談窓口】

○市民相談コーナー（市役所1階）

視覚・知的・身体障害者相談（毎週火曜日）

聴覚障害者相談（毎週金曜日）

○障害福祉課

○身体障害者相談員、知的障害者相談員（連絡先は市報10月1日号に掲載）



▶問合せ先

障害の種類や程度により、利用できないものがあります。また、利用者負担や所得制限がある場合もあります。

詳しくは、障害福祉課（☎534-6111 内線1440～1446 ファクス537-1411）までお問い合わせください。



日常生活

◎ヘルパーの派遣

「ホームヘルパー」…重度の心身障害者が家庭で日常生活を営むことができるよう、入浴などの介護や身の回りの世話をします。

「ガイドヘルパー」…重度の視覚障害者が受診や公的機関への用務などで外出する場合、付き添いをします。

◎デイサービス

在宅の65歳未満の身体障害者と15歳以上の知的障害者を対象に、送迎によりデイサービスセンターで入浴や食事、機能回復訓練などを行います。

◎ショートステイ（短期入所）

在宅の重度身体障害者や知的障害者の介護者が疾病や旅行、冠婚葬祭のため、家庭での介護が一時的に困難となった場合などに、施設で障害者のお世話をします。

◎手話通訳者の派遣

聴覚障害者が社会生活を営むうえで手話通訳を必要とする場合などに、手話通訳者を派遣します。

◎緊急通報システム

ひとり暮らしなどの重度身体障害者の家庭に、緊急通報機器を設置し、緊急時の必要な援助を行います。

◎補装具の交付（修理）

日常生活における体の不自由を補うため、車いす、補聴器、義肢、ストマ用装具などの補装具を交付（修理）します。

◎日常生活用具の給付

身体障害者に特殊寝台、ファクス、入浴補助用具など、日常生活に必要な用具を給付します。



手当

◎心身障害者福祉手当

身体障害者や知的障害者に、心身障害者福祉手当を支給します。

◎特別障害者手当など

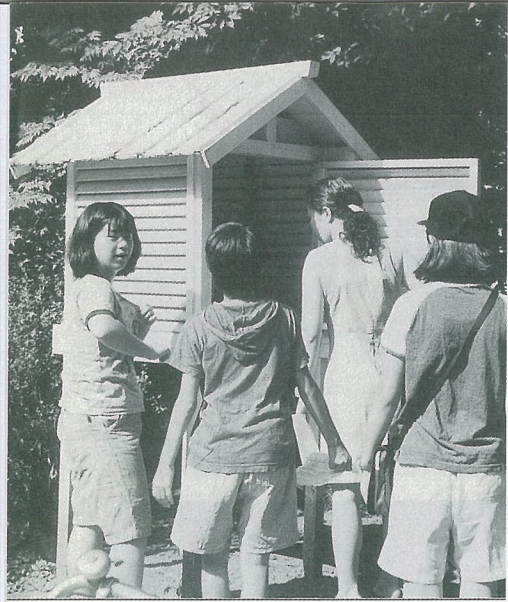
一定の重度の障害を有するため、日常生活において常時特別の介護を要する人や、心身に障害のある20歳未満の児童を養育している父母に手当を支給します。



住宅

◎住宅設備改造費の助成

在宅の重度心身障害者のために住宅設備の改造（段差解消、手すりの設置など）をする場合に、その費用の一部を助成します。（未着工のものに限ります）

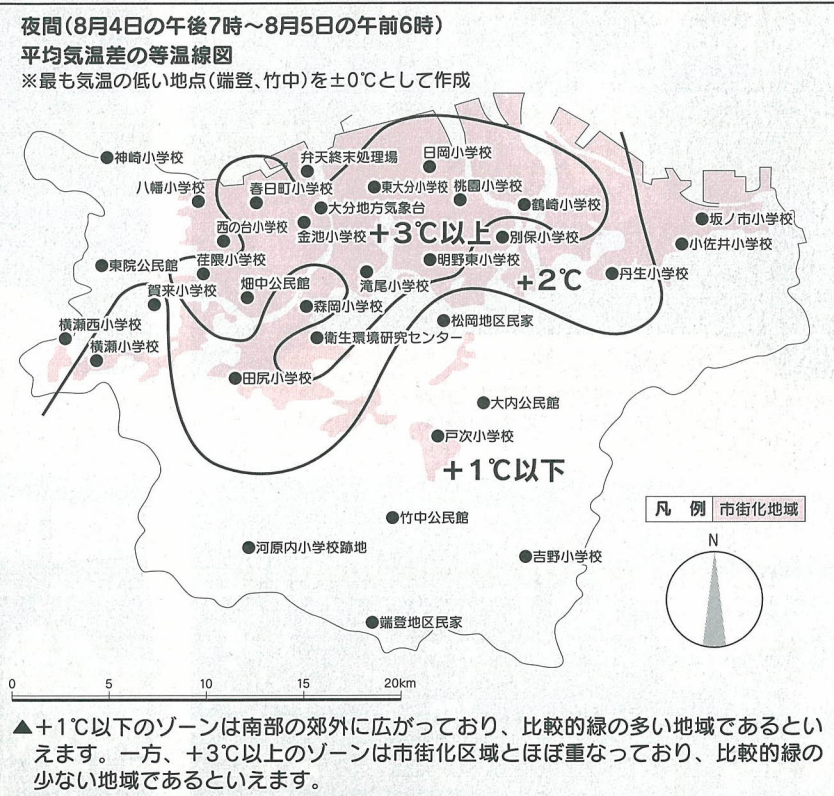


ヒートアイランド現象調査
市では、10年8月3日から5日間、市内全域で市民の皆さんや夏休み期間の小学校の先生や児童の皆さんの協力を得て、市内の小学校、公民館、民家など、30地点で気温、湿

Q いったいどうすればいいの？
この街の中と郊外の温度差は、緑の多さに関係していると考えられます。それで街の中に、緑を増やしたり、緑の道（並木、街路樹）をつくるなどして、気温を上げる要因を無くし、気温を下げる役割のものをつくるなどすると効果があります。

る（気化熱、蒸発熱）ため、この現象は発生しにくい傾向にあるといえます。

度の調査をしました。
その結果、次のような事が分かりました。
1 昼間の気温は、街の中と郊外では、ほとんど差がありませんでした。ただし海の近くは、他の地域に比べやや低めでした。
2 夜間の気温は、街の中を中心に高く、郊外に行くにつれ下がっていく傾向がみられました。



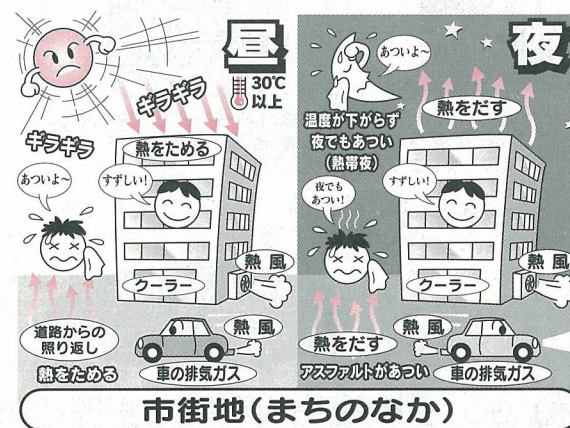
3 夜間の湿度は、街の中は低く、郊外では高い傾向がみられました。
4 海の近くは昼夜を通じて、気温の変化が小さい傾向がみられました。
市では、緑地の分布と気温・湿度の関係について、さらに分析を行い、いろいろな現象を把握し、その結果を「大分市緑の基本計画」策定の参考として生かしていきたいと考えています。



▶ 問合せ先 公園緑地課(☎534-6111 内線1832)へ。

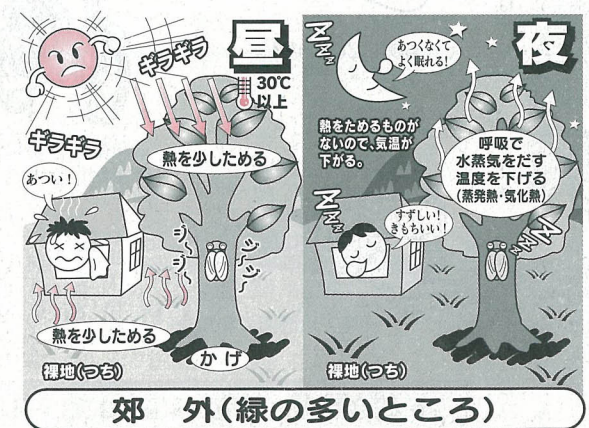
「大分市緑の基本計画」の策定にむけて

ヒートアイランド現象調査を行いました



Q ヒートアイランド現象ってなに？
これは、一日を通して街の中の気温が、郊外(緑の多い所)より高くなり、夜間でも気温が下がりにくい現象です。
また、この現象は、市街地を中心に気温の較差などを地図の等高線のように表すと(等温線)、これが島のように見えることからヒートアイランド(熱の島)と呼ばれています。

Q なにが原因でしょうか？
街の中は、太陽の熱を吸収しやすく、蓄積させやすいビルや道路などが多く、また、人工的に熱を供給する車や冷暖房機などが多いのも原因といえます。



これまで「大分市緑の基本計画」の策定について、4回のシリーズでお知らせしましたが、今回は、夏に実施しましたヒートアイランド現象についての調査の結果をお知らせします。

自己負担限度額表

診療月より過去12カ月間の 高額療養費該当月数	市民税 課税世帯	市民税 非課税世帯
3回まで	63,600円	35,400円
4回以上	37,200円	24,600円

○通常の高額療養費 (例) 支払った額(保険診療分) 10万円

自己負担限度額 63,600円	高額療養費として戻ってくる額 36,400円
-----------------	------------------------

○世帯合算の場合

() は非課税世帯

	世帯員がそれぞれ1カ月に医療機関で支払った医療費の額が30,000円(21,000円)を超えた場合、合算の対象となります。	自己負担限度額63,600円(35,400円)を超えた額が「高額療養費」として戻ってきます。
市民税課税世帯	(例) 親子3人の1カ月の医療費支払額 夫=40,000円 (○) 妻=31,000円 (○) 子=25,000円 (×)	71,000円 -63,600円 7,400円
市民税非課税世帯	(例) 親子3人の1カ月の医療費支払額 夫=40,000円 (○) 妻=22,000円 (○) 子=15,000円 (×)	62,000円 -35,400円 26,600円

12月15日～11年1月5日は「年末・年始のいのちを守る交通安全県民運動」を実施します

▼スローガン 「おこさず・あわず・事故ゼロ」

▼運動の重点 ○スピードダウンの徹底 ○高齢者の交通事故防止 ○飲酒運転の追放 (市民生活課)

国民年金保険料の納め忘れはありませんか

今年1年間に納めた国民年金保険料は、年末調整や確定申告の際、全額社会保険料控除の対象となります。納め忘れのないようにしましょう。

(国民年金課)

・預金通帳または口座番号の控え(郵便局は除く)

▼支給時期 診療月の3カ月後の上旬(事情により遅れる場合があります)

▼その他 診療月の翌月の1日(ただし、医療費自己負担金を診療月の翌月以降に支払った場合は、支払った日の翌日)から2年を経過すると支給を受けることができなくなります。大分市の国民健康保険以外の人は、それぞれ加入している保険者へお問い合わせのうえ、申請してください。

※詳しくは、国民健康保険課(内線1344)へ。



留守がちで... 仕事が忙しくて... つい納税を忘れてしまっ... あ!

市では、12月を「市税・国保税年末完納促進強化月間」として、市税・国保税の滞納をなくす取り組みを進めています。

納税通知書をご覧のうえ、納め忘れの場合は、早めに納めましょう。

ついっつかり納期限を忘れていたとか、銀行が遠いので遅れがちなど、納め忘れの理由はさまざまです。

しかし、納期限までに納めていない人がいると、健全な財政運営に支障を来すだけでなく、納期限までに納めていない人との間に、負担の公平さを欠くこととなります。市税・国保税は、納期限までに納めましょう。

相談ください。

口座振替の手続きは

必要なもの

預金通帳 届け出印 最近の納税通知書

※申し込みは、預・貯金口座のある金融機関、郵便局、または、納税課、国民健康保険課および各支所、明野出張所へ。

なお、口座振替の開始は、申し込み月の翌月からとなります。

〈納税には便利な口座振替を〉

市税・国保税の納付はお済みですか?

市税・国保税の納付はお済みですか?

市税・国保税の納付はお済みですか?

市税・国保税の納付はお済みですか?

市税・国保税の納付はお済みですか?

市税・国保税の納付はお済みですか?

市税・国保税の納付はお済みですか?

市税・国保税の納付はお済みですか?

市税・国保税の納付はお済みですか?

市税・国保税の納付はお済みですか?

市税・国保税の納付はお済みですか?

市税・国保税の納付はお済みですか?

市税・国保税の納付はお済みですか?

市税・国保税の納付はお済みですか?

市税・国保税の納付はお済みですか?

市税・国保税の納付はお済みですか?

市税・国保税の納付はお済みですか?

市税・国保税の納付はお済みですか?

市税・国保税の納付はお済みですか?

市税・国保税の納付はお済みですか?

市税・国保税の納付はお済みですか?

市税・国保税の納付はお済みですか?

市税・国保税の納付はお済みですか?

市税・国保税の納付はお済みですか?

市税・国保税の納付はお済みですか?

市税・国保税の納付はお済みですか?

市税・国保税の納付はお済みですか?

市税・国保税の納付はお済みですか?

市税・国保税の納付はお済みですか?

市税・国保税の納付はお済みですか?

市税・国保税の納付はお済みですか?

市税・国保税の納付はお済みですか?

市税・国保税の納付はお済みですか?

市税・国保税の納付はお済みですか?

市税・国保税の納付はお済みですか?

市税・国保税の納付はお済みですか?

市税・国保税の納付はお済みですか?

市税・国保税の納付はお済みですか?

市税・国保税の納付はお済みですか?

市税・国保税の納付はお済みですか?

市税・国保税の納付はお済みですか?

市税・国保税の納付はお済みですか?

市税・国保税の納付はお済みですか?

市税・国保税の納付はお済みですか?

市税・国保税の納付はお済みですか?

市税・国保税の納付はお済みですか?

市税・国保税の納付はお済みですか?

市税・国保税の納付はお済みですか?

市税・国保税の納付はお済みですか?

市税・国保税の納付はお済みですか?

市税・国保税の納付はお済みですか?

市税・国保税の納付はお済みですか?

市税・国保税の納付はお済みですか?

市税・国保税の納付はお済みですか?

市税・国保税の納付はお済みですか?

市税・国保税の納付はお済みですか?

市税・国保税の納付はお済みですか?

市税・国保税の納付はお済みですか?

市税・国保税の納付はお済みですか?

市税・国保税の納付はお済みですか?

市税・国保税の納付はお済みですか?

市税・国保税の納付はお済みですか?

市税・国保税の納付はお済みですか?

市税・国保税の納付はお済みですか?

市税・国保税の納付はお済みですか?

市税・国保税の納付はお済みですか?

市税・国保税の納付はお済みですか?

市税・国保税の納付はお済みですか?

市税・国保税の納付はお済みですか?

市税・国保税の納付はお済みですか?

市税・国保税の納付はお済みですか?

市税・国保税の納付はお済みですか?

市税・国保税の納付はお済みですか?

市税・国保税の納付はお済みですか?

市税・国保税の納付はお済みですか?

市税・国保税の納付はお済みですか?

市税・国保税の納付はお済みですか?

市税・国保税の納付はお済みですか?

市税・国保税の納付はお済みですか?

市税・国保税の納付はお済みですか?

市税・国保税の納付はお済みですか?

市税・国保税の納付はお済みですか?

市税・国保税の納付はお済みですか?

市税・国保税の納付はお済みですか?

市税・国保税の納付はお済みですか?

市税・国保税の納付はお済みですか?

市税・国保税の納付はお済みですか?

市税・国保税の納付はお済みですか?

市税・国保税の納付はお済みですか?

市税・国保税の納付はお済みですか?

市税・国保税の納付はお済みですか?

市税・国保税の納付はお済みですか?

市税・国保税の納付はお済みですか?

市税・国保税の納付はお済みですか?

市税・国保税の納付はお済みですか?

市税・国保税の納付はお済みですか?

市税・国保税の納付はお済みですか?

市税・国保税の納付はお済みですか?

市税・国保税の納付はお済みですか?

市税・国保税の納付はお済みですか?

市税・国保税の納付はお済みですか?

市税・国保税の納付はお済みですか?

市税・国保税の納付はお済みですか?

市税・国保税の納付はお済みですか?

市税・国保税の納付はお済みですか?

市税・国保税の納付はお済みですか?

市税・国保税の納付はお済みですか?

市税・国保税の納付はお済みですか?

市税・国保税の納付はお済みですか?

市税・国保税の納付はお済みですか?

市税・国保税の納付はお済みですか?

市税・国保税の納付はお済みですか?

市税・国保税の納付はお済みですか?

市税・国保税の納付はお済みですか?

市税・国保税の納付はお済みですか?

市税・国保税の納付はお済みですか?

市税・国保税の納付はお済みですか?

市税・国保税の納付はお済みですか?

市税・国保税の納付はお済みですか?

市税・国保税の納付はお済みですか?

市税・国保税の納付はお済みですか?

市税・国保税の納付はお済みですか?

市税・国保税の納付はお済みですか?

市税・国保税の納付はお済みですか?

市税・国保税の納付はお済みですか?

市税・国保税の納付はお済みですか?

市税・国保税の納付はお済みですか?

市税・国保税の納付はお済みですか?

市税・国保税の納付はお済みですか?

市税・国保税の納付はお済みですか?

市税・国保税の納付はお済みですか?

市税・国保税の納付はお済みですか?

市税・国保税の納付はお済みですか?

市税・国保税の納付はお済みですか?

市税・国保税の納付はお済みですか?

市税・国保税の納付はお済みですか?

市税・国保税の納付はお済みですか?

市税・国保税の納付はお済みですか?

市税・国保税の納付はお済みですか?

市税・国保税の納付はお済みですか?

市税・国保税の納付はお済みですか?

市税・国保税の納付はお済みですか?

市税・国保税の納付はお済みですか?

市税・国保税の納付はお済みですか?

市税・国保税の納付はお済みですか?

市税・国保税の納付はお済みですか?

市税・国保税の納付はお済みですか?

市税・国保税の納付はお済みですか?

市税・国保税の納付はお済みですか?

市税・国保税の納付はお済みですか?

市税・国保税の納付はお済みですか?

市税・国保税の納付はお済みですか?

市税・国保税の納付はお済みですか?

市税・国保税の納付はお済みですか?

市税・国保税の納付はお済みですか?

市税・国保税の納付はお済みですか?

市税・国保税の納付はお済みですか?

市税・国保税の納付はお済みですか?

市税・国保税の納付はお済みですか?

市税・国保税の納付はお済みですか?

市税・国保税の納付はお済みですか?

市税・国保税の納付はお済みですか?

市税・国保税の納付はお済みですか?

市税・国保税の納付はお済みですか?

市税・国保税の納付はお済みですか?

市税・国保税の納付はお済みですか?

市税・国保税の納付はお済みですか?

市税・国保税の納付はお済みですか?

市税・国保税の納付はお済みですか?

市税・国保税の納付はお済みですか?

市税・国保税の納付はお済みですか?

市税・国保税の納付はお済みですか?

市税・国保税の納付はお済みですか?

市税・国保税の納付はお済みですか?

市税・国保税の納付はお済みですか?

市税・国保税の納付はお済みですか?

市税・国保税の納付はお済みですか?

市税・国保税の納付はお済みですか?

市税・国保税の納付はお済みですか?

市税・国保税の納付はお済みですか?

市税・国保税の納付はお済みですか?

市税・国保税の納付はお済みですか?

市税・国保税の納付はお済みですか?

市税・国保税の納付はお済みですか?

市税・国保税の納付はお済みですか?

市税・国保税の納付はお済みですか?

市税・国保税の納付はお済みですか?

市税・国保税の納付はお済みですか?

市税・国保税の納付はお済みですか?

市税・国保税の納付はお済みですか?

市税・国保税の納付はお済みですか?

市税・国保税の納付はお済みですか?

市税・国保税の納付はお済みですか?

市税・国保税の納付はお済みですか?

市税・国保税の納付はお済みですか?

市税・国保税の納付はお済みですか?

市税・国保税の納付はお済みですか?

市税・国保税の納付はお済みですか?

市税・国保税の納付はお済みですか?

市税・国保税の納付はお済みですか?

市税・国保税の納付はお済みですか?

市税・国保税の納付はお済みですか?

市税・国保税の納付はお済みですか?

市税・国保税の納付はお済みですか?

市税・国保税の納付はお済みですか?

市税・国保税の納付はお済みですか?

市税・国保税の納付はお済みですか?

市税・国保税の納付はお済みですか?

市税・国保税の納付はお済みですか?

市税・国保税の納付はお済みですか?

市税・国保税の納付はお済みですか?

市税・国保税の納付はお済みですか?

市税・国保税の納付はお済みですか?

市税・国保税の納付はお済みですか?

市税・国保税の納付はお済みですか?

市税・国保税の納付はお済みですか?

市税・国保税の納付はお済みですか?

市税・国保税の納付はお済みですか?

市税・国保税の納付はお済みですか?

市税・国保税の納付はお済みですか?

市税・国保税の納付はお済みですか?

市税・国保税の納付はお済みですか?

市税・国保税の納付はお済みですか?

市税・国保税の納付はお済みですか?

市税・国保税の納付はお済みですか?

市税・国保税の納付はお済みですか?

市税・国保税の納付はお済みですか?

市税・国保税の納付はお済みですか?

市税・国保税の納付はお済みですか?

市税・国保税の納付はお済みですか?

市税・国保税の納付はお済みですか?

市税・国保税の納付はお済みですか?

児童手当をご存知ですか
児童手当および特例給付の対象者で、まだ受けていない人は手続きをしてください。
なお、公務員の人は、勤務先で直接手続きをしてください。
▼受けられる要件 ①年齢要件：3歳になるまで ②所得要件：10年度(9年中)所得が一定の限度額を超えていない人
▼手当月額 第1子・第2子：5,000円 第3子以降1人につき1万円
▼手続きに必要なもの 印鑑、預金通帳(市内の請求者名義に限る)、その他必要な書類がある場合は手続きの際にお知らせします。

▼受付場所 児童家庭課、各支所、明野出張所
※特例給付：厚生年金、共済組合、船員保険などに加入している人で、その所得が児童手当の所得制限を超えている人への給付。(所得制限あり)
▼問合せ先 児童家庭課(内線1415) ファクス533・2611へ。
児童手当特例給付を受けている人が、会社を退職したときは減額を提出してください。
児童手当特例給付を受けている人が、会社を退職し、年金の種類が、国民年金や年金未加入になると、特例給付を受けられなくなります。

友好都市「武漢市」への義援金
市では、武漢市の被災者救援のため、義援金と呼び掛けしたところ、多くの温かい協力をいただき、総額で408万3,000円の浄財が寄せられました。
この義援金は、去る10月29日、武漢市へ送金しました。
また、市医師会の協力による医薬品は、9月に武漢市へ届けられています。
ご協力をいただいた市民をはじめ、関係者の皆さんに厚くお礼を申し上げます。(文化国際課)

場の運転に支障をきたします。
グリーストラップ内の廃油や汚泥は公共下水道へ流さず、回収し適正な処理をお願いします。
▼問合せ先 下水道管理課(内線1867) 下水道施設課(内線1893)へ。
人権に関することを気軽に相談ください
市には、法務大臣から委嘱された15人の人権擁護委員がいます。家庭内の問題や子供の問題、いじめや体罰の問題など、これは人権問題ではと感じたときは気軽に相談ください。相談は無料で、秘密は固く守られます。大分市の人権擁護委員

新年祝賀互礼会

月 日 大分地区……11年1月4日(月)
その他の地区……11年1月5日(火)

地区	時間	場所	申込期限	申込み・問合せ先
大分	午前11時30分	大分東洋ホテル	12月9日(水)	秘書課(☎537-5600)
明野	午前11時	明野センターアクトス	12月21日(月)	明野公民館(☎551-9026)
鶴崎	午後1時	鶴崎公民館	12月14日(月)	鶴崎商工会館(☎521-1131)
大在	午後1時30分	政所公民館	12月18日(金)	大在支所(☎592-0511)
坂ノ市	午後2時	坂ノ市公民館	12月18日(金)	坂ノ市支所(☎592-1700)
大南	午後3時	大南公民館	12月16日(水)	大南支所(☎597-1000)
植田	午後4時	植田公民館	12月11日(金)	植田支所(☎541-1234)

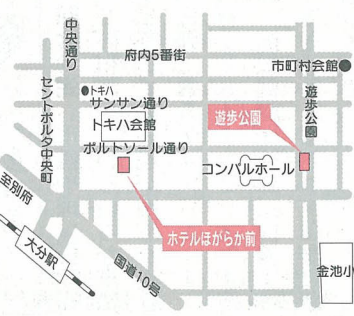
会費 大分地区……800円
その他の地区……1,000円

市民図書館(☎538-3500)
今年もクリスマス、お正月を迎える準備の本を約500冊用意しています。ぜひ、ご利用ください。
▼設置期間 12月1日(火)～27日(日) (毎週月曜日は休館)
廃油類を公共下水道へ流さないように
飲食店などに設置されているグリーストラップ(油分離槽)の清掃などで生じる廃油類を公共下水道へ流すと下水終末処理

地区	氏名	住所	電話番号
大分	今川敦子	上野丘西	543・7130
大分	内田 健	中島中央	534・5514
大分	中元智子	明野南	556・3867
大分	宮崎貞子	高松一丁目	558・3483
大分	守田昌子	花津留子	558・7210
大分	鷲尾 平	隈	544・0605
大分	安東吉子	皆	527・6987
大分	江口文子	海	521・1939
大分	安東 凌	中戸次	597・1442
大分	小代基雄	市	542・3353
大分	山岸治男	巨野原	568・4440
大分	大在淳空	大在中央	592・2013
大分	宮崎道子	細	592・1066

「取り扱った品目」 野菜・花・すし・まんじゅう・弁当・パンほか
「ちよつと一言」 竹田の生産団体から直送された安くて、新鮮な野菜があります。(11年1月には甘酒を無料配布予定)
「問合せ先」 ポルトソール商店街事務局 直野(☎535・1100)へ。

朝市・産直コーナー
「名称」 ポルトソール朝市
「開催日時」 毎月第1日曜日(1月、5月は第2日曜日) 午前9時～正午
「場所」 ホテルほかから前・遊歩公園
市には、法務大臣から委嘱された15人の人権擁護委員がいます。家庭内の問題や子供の問題、いじめや体罰の問題など、これは人権問題ではと感じたときは気軽に相談ください。相談は無料で、秘密は固く守られます。大分市の人権擁護委員



中小企業年末特別相談室をご利用ください

▼期間と時間 12月30日(水)まで
午前8時30分～午後5時(土・日曜日、祝日を除く)
▼場所 商工労政課
▼内容 金融相談、経営相談、不況対策相談など
▼相談員 市職員、市が委嘱する中小企業診断士
▼問合せ先 商工労政課(内線1618)へ。

大在公民館で移動市民相談を行います

▼日時 12月9日(水) 午前10時～午後3時(法律相談：午後1時～3時)
▼相談内容 市政、法律、心配ごと、老人、家庭児童、母子、結婚、高齢者職業、交通事故、身体障害者、行政、人権
▼その他 法律相談は予約制です。事前に市民生活課へ。
▼問合せ先 市民生活課(内線1317)へ。

農業委員会委員選挙人名簿の登録申請は11年1月10日までに

大分市選挙管理委員会では、11年度農業委員会委員選挙人名簿を作成します。
この名簿に載っていないと投

票ができませんので、該当する人は、11年1月10日(日)までに申請してください。

◎申請できる人
11年1月1日現在、大分市に住所を有し、昭和54年4月1日までに生まれた人で次に該当する人
①農地を10アール以上耕作している人(10アールは1反3歩)
②①の世帯主と同居している親族、またはその配偶者で年間おおむね60日以上耕作に従事している人
◎申請書の送付
農業委員会を通じて該当世帯には12月中旬に申請書を郵送します。
申請書が届かない場合は、農業委員会(内線2132)へ。
◎申請書の提出
申請書に必要事項を記入のうえ、同封の返信用封筒に入れて、11年1月10日(必着)までに農業委員会事務局へ返送してください。(市選挙管理委員会)

子育てや家庭の問題で悩んでいるか

▼相談日時 毎週月～金曜日 午前8時30分～午後5時(祝日は除く)
▼相談内容 子供の生活や遊び、

指定給水装置工事業者を10月7日付けで指定しました

業者名 所在地 電話番号
(株)吉良工業所 大字三佐 543・
(代)吉良正勝 2300番地1 6005
上田環境衛生(株) 大字森町 524・
(代)平池裕次 39番地の3 0390

学習、進路、家庭の問題など
▼相談先 家庭児童相談室(内線1427)へ。
▼その他 月曜日は、市役所1階市民相談コーナーでも相談を受け付けています。なお、秘密は厳守します。(児童家庭課)

心身障害者住宅改修費補助の申請を受け付けます
▼対象者 身体障害者手帳1～3級、療育手帳A・Bの障害者(多数の場合は抽せん)
▼受付期間 12月1日(火)～11日(金) (土・日曜日は除く)
▼問合せ先 障害福祉課(内線1445) ファクス537・1411へ。

介護人派遣制度をご存知ですか
この制度は母子・父子家庭、寡婦が、病気、学校行事、就職活動などの場合、一時的に同一世帯の家族の介護、保育などの

サービスが受けられるものです。なお、利用する場合は事前の登録が必要です。
▼派遣期間 1年を通して延べ10日間
▼費用 所得が一定の限度額を超えている人は負担金(1日4,760円、半日2,380円)が必要
▼問合せ先 児童家庭課(内線1415)へ。
小規模焼却炉でごみを焼却するときは
焼却炉からのばい煙や悪臭で困っているという苦情が増えていきます。ご近所の迷惑にならないように心配をお願いします。(環境対策課)

募集

帯広水まつりと札幌・小樽4日間の旅
▼期間 11年1月29日(金)～2月1日(月) (3泊4日)
▼コース 29日：大分空港～帯広空港～グリュック王国～幸福駅～池田ワイン城～水まつり会場～歓迎レセプション～帯広市内泊 30日：清水～日勝峠～日高～夕張～アイヌポロコタン～洞爺湖温泉泊 31日：昭和南山～洞爺湖～小樽市内観光～札幌市内泊 1日：札幌市内観光

大分市の面積と人口	
面積	360.76km ²
人口	434,194人 (+190人)
男	210,566人 (+34人)
女	223,628人 (+156人)
世帯数	165,046世帯(+196世帯)
(10月末の住民登録人口から(前月比))	

歴史資料館 (☎549-0880)

◎ふるさと歴史再発見「古文書のコース」(無料)
▼期間と時間 11年1月～3月(毎月第1・第2・第3土曜日ただし、1月は第2土曜日から午後2時～3時30分)
▼対象者 高校生以上
▼定員 70人(多数の場合は抽せん)
▼申込方法 往復はがきに住所氏名、電話番号を記入のうえ、12月22日(火)までに歴史資料館(〒870-0864 大字国分960番地の1)へ。

「人権フェスティバル」に伴う人権作文コンクール出品作品

▼内容 身の回りのさまざまな人権問題に関するもの(400字詰め原稿用紙3枚程度)
▼対象者 市内の小・中・高校生
▼申込期限 12月21日(月)
▼その他 11年2月27日(土)にコンパルホールで優秀作品を表彰
なお、作品は各学校で取りまとめ応募ください。
▼問合せ先 生涯学習課(内線2044)へ。

七瀬サウンドフェスタ98(無料)

▼日時 12月12日(土) 午後1時

5時

▼場所 植田公民館
▼内容 コーラスグループの合唱、ブラスバンド・マンドリンの演奏など
▼出演団体 植田地区内の小・中・高校・大学・一般の団体・サークル
▼問合せ先 植田公民館(☎5410017)へ。

世界エッセイおおいだ(無料)

▼日時 12月3日(木) 午後2時～4時
▼場所 コンパルホール1階文化ホール
▼講師 大石敏寛氏(せかんどこみんぐあうと代表)
▼演題 「感染者からのメッセージ」
▼問合せ先 保健所健康課(☎536-2516)へ。

講座・講習会・教室

コンパルホール(☎538-3700)

◎コンパル夢講座
▼日時 12月9日(水) 午後7時～9時
▼場所 コンパルホール3階大会議室
▼講師 首藤健二氏(タレント)
▼演題 「心を伝える」
▼入会金 500円

親子クリスマスケーキづくり講習会

▼日時 12月23日(木) 午前10時～午後1時
▼場所 コンパルホール4階調理実習室
▼定員 48人(親子24組。多数の場合は抽せん)
▼参加料 1人800円
▼申込方法 往復はがきに住所氏名(親子)、年齢、電話番号を記入のうえ、12月10日(木)(必着)までにコンパルホール親子クリスマスケーキづくり講習会係(〒870-0021 府内町一丁目5番38号)へ。

視聴覚センター(☎545-8616)

◎季節の挨拶状作成教室(無料)
▼日時 12月19日(土) 午前10時～正午
▼内容 コンピューターを使って年賀状を作成
▼対象者 高校生以上
▼定員 30人(多数の場合は抽せん)
▼申込方法 往復はがきに住所氏名、電話番号、教室名を記入のうえ、12月8日(火)(必着)までに視聴覚センター(〒870-0851 大石町二丁目3組)へ。

レーザーディスクコンサート(無料)

▼日時 12月13日(日) 午前10時

正午

▼内容 「矢沢永吉・ヒストリー」(10年間の歴史的イベントの数々を上映)

能楽堂教室

教室名	曜日	時間	対象者	定員
①観世流大分	火	午前10時～正午	初心者	各15人
②観世流	水	午後2時～4時	中級者	各30人
③観世流	水	午後6時～8時	初心者	各30人
④観世流	金	午後9時～11時	初心者	各15人

講師 ①宮永育子 ②久野恭子 ③渡辺康喜

▼受講料 1科目につき3,000円
▼申込方法 電話で、12月27日(日)までに能楽堂(☎551-5511)へ。

ホームヘルパー養成研修会(3級課程)(無料)

▼期間 11年1月20日(水)～22日(金)、25日(月)～27日(水)、2月2日(火)、3日(水)および2月中に実習を2日
▼場所 市役所8階大会議室、県社会福祉協議会研修センター(明野東)ほか
▼対象者 市内に居住しヘルパーとして働く意欲のある人

定員 30人(多数の場合は抽せん)

▼申込方法 電話で、12月21日(月)までに高齢者福祉課(内線1435)へ。

正月を飾るしめ縄作り

▼日時 12月20日(日) 午後1時30分～3時30分
▼場所 佐野植物公園
▼定員 20人(多数の場合は抽せん)
▼受講料 1,000円
▼申込方法 往復はがき(一枚につき1人)に住所、氏名、電話番号を記入のうえ、12月10日(木)(必着)までに佐野植物公園(〒870-0315 大字佐野3452番地の2 ☎593-3570)へ。

食中毒予防講座(無料)

▼日時 12月21日(月) 午後1時30分～3時30分
▼場所 保健所3階大会議室
▼定員 50人程度(先着順)
▼申込方法 電話で、12月17日(木)までに保健所衛生課(☎536-2704)へ。

街のほろと情報

「国の教育ローン」があります
詳しくは、国民金融公庫大分支店(☎535-0331)へ。

市からのお知らせ

市役所 (☎534-6111、夜間・休日☎534-6119)

市民盆裁講座

▼日時 12月13日(日) 午後1時～4時
▼場所 グリーンカルチャーセンター
▼受講料 6カ月分1、800円
▼その他 毎月入会受付
▼問合せ先 市盆裁連合会 村谷(☎532-4534)へ。

働く人の110番 特別労働相談を行います(無料)

▼日時 12月21日(月) 午後1時30分～5時
▼場所 大分文化会館
▼対象者 市内の中小企業労働者や経営者
▼相談内容・方法 弁護士などがパートや賃金、解雇などについて、面談や電話相談(☎532-3040)に応じます。
▼その他 秘密は厳守します
▼問合せ先 大分中小企業労働相談所(☎532-3040)へ。

再就職を希望する女性のための講習会

◎職能パソコン3級技術講習会
▼期間と時間 11年1月8日(金)～2月8日(月)(土・日曜日、祝日を除く2日間)
▼場所 田北ビジネス専門学校(府内町二丁目)
▼申込期間 12月10日(木)～11日

(金)

◎日商パソコン3級技術講習会
▼期間と時間 11年1月25日(月)～2月22日(月)(土・日曜日、祝日を除く2日間)ただし、2月20日(土)は開催します。
▼場所 大栄コンピュータ学院(金池町一丁目)
▼申込期間 12月16日(水)～17日

(木)

☆時間 午前10時～午後4時
☆定員 各20人
☆受講料 無料(テキスト代などは自己負担)
☆申込方法 直接(午前9時～正午・午後1時～3時)県女性就業援助センター(県庁内 ☎532-3539)へ。

こんなときは検察審査会へ

検察官が事故の加害者などを不起訴処分にしたことが、どうしても納得いかない。こんなときは、その処分が正しいかどうかを審査する「検察審査会」という制度があります。
▼問合せ先 大分検察審査会事務局(☎532-7161)へ。

間伐補助金制度を利用ください

▼対象林 スギ、ヒノキ
▼対象林齢 11年～35年生
▼対象面積 0.1ヘクタール以上
▼事業期間 11年3月末までに間伐事業を行う林

申込期限 12月25日(金)

▼提出書類 事業地の字図
▼問合せ先 おおいた森林組合(☎582-0900)へ。

スペシャルスポーツ教室

▼期間 11年1月8日(金)～3月17日(水)
▼場所 県立総合体育館
▼申込期間 12月12日(土)～20日(日)(15日(火)は除く) 午前9時～午後6時(先着順)
※リフレッシュタイムは、自由に参加できます。

申込方法 参加費を添えて、直接県立総合体育館(青葉町 ☎551-1511)へ。

教室	対象	定員	曜日	時間	回数	参加費	開講
教 室	教 室	教 室	教 室	教 室	教 室	教 室	教 室
さ わ や	男 女	50	月	午前10時～正午	8	2,500円	1/18
カ ツ	男 女	40	月	午前10時～正午	10	2,500円	1/11
功	男 女	40	水	午前10時～正午	9	2,500円	1/20
ス テ ッ プ	女 性	40	水	午前10時～正午	8	2,500円	1/8
社 交 ダ ン ス	男 女	35	金	午前10時～正午	1	320円	毎週月曜
リ フ レ ッ シ ョ ン	男 女	なし	月	午前10時～正午	1	320円	毎週月曜

11年版県民手帳を販売しています

▼定価 ●大型(縦14・9センチ×横8・4センチ)：500円 ●小型(縦12・5センチ×横7センチ)：400円
▼販売場所 総務課、各支所、明野出張所、県庁内各受付
▼問合せ先 県情報企画室(☎536-1111 内線2006)へ。

移動図書館巡回日程

移動図書館車は、3台で134カ所を月1回の割合で巡回しています。最寄りの巡回場所や日時などは、次へお問い合わせください。
◎ハローダイヤル(☎538-8600)(午前9時～午後8時)
◎市民図書館(☎538-3500)(午前9時～午後9時 日曜日は午後5時まで 月曜日休館)

市へ
大分市民茶会
衛藤政雄

津守 九州木材青壮年連合会
大分銀行
社会福祉協議会へ
篤志寄付
(有松園)
香典返し寄付
(大分地区) 白根スミ子 高城団地 稲垣勝彦 岩田町 鈴木ユキ子 碩田町 藤井淳子 岩田町 河野隆敏 上野丘西 吉田ツヤ子 田室町 三重野 義一 古ヶ鶴 野田達郎 古国 府 河野サツキ 花津留 佐藤 信義 上田町 安部茂治郎 大 道町 植木義隆 王子中町 岡 部靖夫 古国府 永井信彦 青 葉台 伊達秀宣 明礪 井澤茂 明野東 安部ヤスエ 王子西町 (鶴崎地区) 渡邊良平 広内 林田秀夫 迫 三浦明 家島 岩元勝 森 本室常生 猪野 工藤英寿 猪野 大亀利幸 葛木 大久保祐子 三佐 (大在地区) 安達キクノ 横 田 阿部義己 大在北 麻生昭 一角子原 (坂ノ市地区) 栗林辰雄 東 上野 板井義人 坂ノ市 (大南地区) 後藤鉄信 中戸 次 稲垣シゲ子 下戸次 松永 厚志 中戸次 (植田地区) 首藤正登 光吉 釘宮治子 田原 黒田兼善 宗方台東 後藤真澄 野田 (市外) 三浦昭彦 別府市 以上10月28日受付分まで

南蛮貿易を今に伝える

神宮寺浦公園

市内勢家町にあり、春日浦ともいわれる付近一帯は、現在、埋め立てられ工業用地となっていますが、かつては美しい海浜でした。地名の由来は、平安時代、近くに神宮寺が建立されたことによります。

大友宗麟が、天文年間（1532年～1555年）に、ポルトガルや明との貿易をこの海岸を中心に行ったといわれ、天文14年（1545年）に、ポルトガル人が府内沖の浜（現在の浜町付近）に来航し、天文20年（1551年）には、ポルトガル船が別府湾の日出沖に來泊しました。天文21年（1552年）8月にフランシスコ・ザビエルが、宗麟の招きで府内を訪れています。

また、弘治元年（1555年）には、明船の來航もあり、神宮寺浦を中心とした別府湾は南蛮貿易の表玄関だったのです。公園内には、それにちなんだ「南蛮貿易場址」の碑と、陣羽織姿の堂々とした宗麟の像が、海の方に向かって建っています。



埋め立て以前の神宮寺浦海岸



アーティスト・プロデュース・スーパー・エディション
毎月1組のアーティストがプロデュースする大分市提供の音楽番組。市からの情報もお知らせしています。
FM大分88.0MHz 毎週土曜日 午後6時～6時55分

大分市テレビ広報 フレッシュ おいしい

OBS 午前10時45分～11時
12月6日(日) はぐくもう、優しい気持ち
～世界人権宣言50周年～

今年は、世界人権宣言50周年に当たることから、12月は記念月間となりました。この機会に、身近な人権について考えてみませんか。

12月13日(日) 笑顔と愛をありがとう

～歳末たすけあい興行チャリティーショー～
年末恒例となった「歳末たすけあい興行チャリティーショー」が、11月28日に開催されました。観客を爆笑の渦に巻き込んだ楽しい舞台を紹介します。

再 大分ケーブルテレビ放送 (Iチャンネル)
放 毎週 日曜日 午後1時15分～1時30分
送 午後7時45分～8時



『壺』西鶴崎 藤澤 直

『8月』森町 中川 美千子

絵画

鶴崎公民館

わたしの作品



『古い街並』西鶴崎 阿部 末喜

編集子ひとこと

◎1998年も早いもので、師走を迎え、慌ただしさが増している今日このごろ。広報係もすでに1月1日号の市報づくりに追われています。今年の反省点を新年に生かし、市民の皆さんにより親しまれる市報づくりを目指します。…(房前)
◎取材先で「ほうちょう(鮑腸)と書く大分名物」保存会」の看板を見た広報の新人Tさん。「包丁をどうやって保存するんだ」とボツリ。聞いたわたしたちは爆笑。いや笑っちゃいかん、大分のことがまたひとつ分かったんだから。…(佐々木)

市報おいた

12月1日号(毎月1日・15日発行)

編集と発行 大分市企画部

広聴広報課(〒870-8504)

荷揚町2番31号

534-6111

印刷 丸徳印刷株式会社

この市報は古紙100%の再生紙を使用しています